

令和7年度 流山市オンライン学習通信環境整備費給付金要項

流山市立小学校及び中学校（以下「市立学校」）では、タブレット端末を活用したオンライン学習を実施しています。タブレット端末は家庭への持ち帰り、デジタルドリルやインターネットを活用した課題、遠隔授業など家庭でも活用します。そのため、全ての児童生徒が、オンライン学習を円滑に進められるように、インターネットに接続する手段である通信環境（有線タイプ（光回線等）若しくは無線タイプの Wi-Fi 通信又は LTE 通信をいいます。）を家庭に整備する費用の一部を給付しています。

該当する保護者は、下記のとおり申請をしてください。

記

1. 対象となる保護者（次の全ての項目に該当する保護者が対象となります。）

- (1) 市立学校在籍児童生徒の保護者のうち生活保護の要保護者及び就学援助の準要保護者
- (2) 令和7年4月1日時点で家庭の通信環境が未整備の保護者、または小中学校に転入した児童生徒のうち転入時において家庭の通信環境が未整備の保護者
- (3) 令和7年4月1日以降、新規に家庭学習のために、家庭の通信環境の整備を行った児童生徒の保護者、モバイル Wi-Fi ルータを通信事業者（通信環境を提供する事業者）と契約した保護者または、家庭用 Wi-Fi ルータを購入した保護者

2. 補助対象経費（下記の費用の合計金額が補助対象経費になります。）

- (1) 通信事業者との契約で発生する工事費、契約料、機器購入料、その他の初期費用
- (2) 新たに家庭用 Wi-Fi ルータを購入した場合の費用
- (3) 通信事業者と契約した後に発生する通信料（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの通信料）

3. 給付金額

上限額は2万4千円（2万4千円未満の場合は実費額）

※申請は、過年度も含め1世帯につき1回限りです。

4. 申請期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日

5. 申請に必要な書類

- (1) 流山市オンライン学習通信環境整備費給付金支給申請書兼請求書
 - (2) 保護者名義の預金通帳の写し（金融機関名、店名、店番、預金種目、口座番号が記載されているページの写し）
- ※通帳がない場合、口座番号の確認できるキャッシュカードの写しでも可

(3) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写し（9. 証明する書類【例】をご確認下さい。）

6. 申請方法

- (1) 指導課（流山市役所 第1庁舎2階）に直接提出
(※閉庁日を除く8時30分から17時15分まで)
- (2) 指導課に郵送（特定記録郵便に限る）
(※郵便記録を保管しておいてください。)

7. 申請書の入手方法

流山市教育委員会ポータルサイト内の給付金メニューから申請に必要な「申請書兼請求書」をダウンロードし、印刷をしてください。ご家庭で印刷が難しい場合は郵送いたしますので指導課 04-7150-6105 にお問い合わせください。



8. その他

- ・インターネット契約等を契約期間の途中で解約しようとすると違約金が発生することがあります。
- ・キャッシュバック等があるプランを契約する場合、キャッシュバック等を差し引いてかかった費用を実費額として給付金を支給します。

9. 証明する書類の具体例

要件	例
通信事業者と契約する際に必要となる工事費、契約料（SIMカードの契約を含む）、その他初期費用	①契約書（契約名、契約期間、契約内容を記載したページ） ②レシートの場合、領収書の場合、クレジットカード等で支払いの場合は、保護者名、契約期間、契約内容が分かる明細書も必要
通信事業者と契約する際に必要となる機器購入料	①機器名が記載されたレシート、領収書 ②クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細が分かるものが必要
家庭用 Wi-Fi ルータの機器購入費	①レシート（明細が分からないものは、対象外です。） ②領収書（宛名、品名がないものは、対象外です。） ③クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細が分かるものが必要
インターネット接続のために通信事業者と契約された後に発生する通信料	①レシート（明細が分からないものは、対象外です。） ②領収書（宛名、品名がないものは、対象外です。） ③クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細が分かるものが必要